

-歯科保健対策-

平成 23 年に「歯と口腔の健康の推進に関する法律」制定され、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の施策を総合的に推進するための基本事項が示されています。また、平成 25 年には「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」が公布、施行されました。福岡市においては「健康日本 21 福岡市計画」の中で歯科保健に関しては、取り組みの方向性として、歯科保健知識の普及啓発・「8020 運動」の推進と歯科健診による歯科疾患予防が取り上げられています。そのためには乳幼児から高齢者に至る各ライフステージでの歯科保健事業の取り組みが必要であり、新設された口腔保健支援センターの果たす役割は大きいと考えますが、その活動の基盤をなす福岡市の地域特性にあった福岡市歯科口腔保健条例の制定が、欠かせないものと考えます。

また、個別の事項につきましては以下の項目を要望致します。

1. 歯科保健推進のために行政に歯科医師と歯科衛生士を

歯科保健福祉事業の推進のためには、行政内部に複数の歯科医師および歯科衛生士の存在が必要不可欠ですので、配属を強く要望致します。

口は単に、食物の消化器への入口としての役割を持つだけでなく、「嚙む」と言う口の機能は、全身の代謝を高め、神経系を賦活して組織の廃用委縮を防ぐとともに、免疫系を賦活して様々な疾患への抵抗力を向上させ、認知症を予防し、QOL や ADL の向上に大きな役割を果たすことが知られています。

また、歯科領域の疾病は、全身的な疾病と密接な関連を持っています。高齢者の死亡原因の第一を占める肺炎の多くが、悪化した口腔環境下での唾液や食物の誤嚥によるものであり、ガン患者の周術期をはじめ「口腔ケア」は全ての医療の分野で必須のものとなりました。その他にも、糖尿病などの生活習慣病を悪化させる要因として、更に妊婦の低体重児出産に関連して、歯周病などの歯科疾患が重要視されています。

このように、歯科領域の健康の保持と増進が、真の健康に欠かせないことが明らかになり、各地方自治体の中でも、歯科保健に比重を置いた保健福祉策の必要性が認められていますが、それらの歯科保健は、乳幼児期から高齢期に至る色々なライフステージに対応した、適切で実効性を持つものでなくてはなりません。そして、その様な歯科保健の展開は、行政内部に複数の歯科医師や歯科衛生士がいて、はじめて達成が可能となるものです。

全国の政令指定都市では、保健福祉の現場には必ず歯科医師および歯科衛生士が配属されています。九州のリーダー都市としての役割を果たす福岡市には「歯科保健の推進による市民への更なる保健福祉の向上」の視点を地域に根付かせるためにも、現場で活躍する歯科衛生士とそれを統轄し、広く歯科医学的な視野から保健福祉策を策定・実行する専門職としての歯科医師の本庁での参画がぜひとも必要と考えています。福岡市の保健福祉政策の策定に直接かわる本庁には歯科医師 1 人です。現場で働く常勤の歯科衛生士は皆無です。他の

政令都市との比較において余りに少なく、市民にとっては、当然享受すべき歯科を含んだ質の高い保健福祉策を受ける権利を狭められているのが現実です。福岡市民への保健福祉策の真の充実のためにも、積極的な増員を希望します。

2. 乳幼児期から学童期の対策

(1) 乳幼児の検診

平成26年度より幼稚園・保育園における乳幼児歯科健診に1歳半、3歳児も対象となり、早期の口腔内環境の改善への一助となりました。しかし、現在0歳児が対象外となっていますので、全園児対象となるように要望します。また、平成27年度に本健診費用が改定されましたが、施設への移動や時間的制約を鑑みますと低く設定されておりますので、強く改善を要望します。

(2) 6歳臼歯に対する予防処置

6歳臼歯は、永久歯の中でも最も早く萌出し、なおかつう蝕に最も罹患しやすい歯です。6歳臼歯を守ることは、正常な咬合、咀嚼機能などの確立、顎顔面の成長に対し多大に影響し、8020運動の達成にも重要な役割を果たすこととなります。また子供たちにも早期に歯や口腔への認識を高め、6歳臼歯の大切さを意識させることが必要です。

このような意味から、6歳臼歯に対する予防処置が必要であり、特に効果的であるシーラントについて公費による助成を要望します。

(3) 学童期におけるフッ化物洗口の推進

う蝕予防の最も有効な方法として、フッ化物の応用があります。特に低濃度のフッ素を、継続的に利用するフッ化物洗口は効果的であり、わが国でも約78万人（約7,500施設）で実施されています。この方法は、学校等の集団を対象に実施することにより、コストベネフィットも図られます。

永久歯の萌出から完成までの時期である学童期（小学生・中学生）に、ぜひ小学校、中学校でのフッ化物洗口の推進を要望します。

(4) 学齢期における口腔健康教育の充実

社会環境の変化によって子どもの生活習慣にも大きな変化がみられ、学校歯科保健の目標も従来の疾病志向から健康志向へと変化しています。

学校保健安全法でも、健康相談、保健指導に重点が置かれるようになり、更に、子どもが自立的に口腔の健康を考え、その意義を理解して「生きる力をはぐくむ」ような教育が求められてきています。そのためには、教育面からの協力がかかせません。換言すれば、歯・口の健康づくりを含む学校における健康教育の在り方が今後の一生の健康づくりの方向や質を決定するとも言えます。

その為に、学齢期における口腔健康教育を授業の中に、低学年と高学年時に取り入れる事を要望します。

3. 成人歯科保健対策

(1) 妊婦歯科健診の充実

平成 19 年度より福岡市からの委託事業として、妊婦を対象とした「妊婦歯科健診」が開始されました。しかし妊娠中のホルモンバランスの変動に伴う口腔内の環境変化を出産後に改善できたかどうかの評価が必要であり、また将来の口腔健全化に対する指導を必要としていることから、妊娠中だけでなく、出産後の健診が必要です。妊婦に加え、ぜひ産婦の方も対象としていただきたいと思います。また、今年度、健診費用が増額されましたが、いまだ他の政令都市よりも低く設定されておりますので、全国的な基準に設定していただけるように要望します。

(2) 歯科節目健診の充実

現在、全国の市町村単位で、健康増進法に定められた保健事業である歯周疾患検診が実施されています。

福岡市では現在 35 歳、40 歳、50 歳、60 歳および 70 歳を対象に節目歯科健診が実施されており、歯周病対策としての効果が大いに期待されます。しかし、最近では若年者層における歯周病の罹患率が高くなってきています。健康日本 21（第 2 次）では 20 歳以上で過去 1 年間に歯科健診を受診した者の割合を 65%以上とするという目標値が設定されており、これを達成するには、20 歳、30 歳へと成人期以降の早期からの各節目年齢における歯周疾患検診の充実を図る必要があります。

また、市内の歯科節目健診対象者の健診に対する認知度は約 7%と非常に低く、あまり知られていないのが現状です。そして、対象年齢の市民が歯科節目健診を知るきっかけになるものは「市からの案内ハガキ」が約 40%で最も高く、ポスター、チラシや市や歯科医師会のホームページなどの媒体よりも効率がよいことが分かっています。ハガキを送付した対象者は他の節目年齢対象者と比較して 3.6 倍の受診率であり、健診受診率を高めるためには、各対象年齢の方に個別に受診券あるいはハガキを送付することが必要です。福岡市では 26 年度までは 35 歳と 40 歳の対象者にハガキが送付されていましたが、27 年度からは 35 歳と 40 歳の一部の対象者のみとなり、通知対象者がかなり限定され、節目健診受信者数が大幅に減少しています。他の政令都市（13 大市）では福岡市ともう 1 市（人口約 70 万人）を除き、30 歳（または 40 歳）から 70 歳までの各節目年齢の全対象者にこの周知方法が実施されており、人口 100 万人以上の政令市では福岡市のみが各節目年齢の全対象者に周知されておられません。健康日本 21 福岡市計画の基本方針である、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防・重症化予防ならびにライフステージに応じた健康づくり、などは口腔の健康を抜きにしてはその目的は達成されないと思われます。成人期における口腔保健推進事業の停滞を招くような施策は市民の健康の保持増進にとって大いなるデ

メリットとなることは必至です。それゆえ 30 歳から 70 歳までの各節目年齢の全対象者にハガキの送付を要望します。

さらに、受診率の高い他の政令都市では健診を受けやすくするため、健診費用は全額公費負担ですので、福岡市においても妊婦歯科健診と同様に健診費用の全額負担を要望します。

そして、よりきめ細かな市民への口腔保健サービスの対応とさらなる健康の保持増進のため、ぜひとも他の政令都市で実施されている 30 歳から 80 歳までの節目年齢と 45 歳、55 歳および 65 歳における歯周疾患検診の導入を要望します。

(3) 産業歯科健診（事業所歯科健診）の普及拡大

現在 40 歳以上 75 歳未満の方に対する「特定健診」「特定保健指導」の実施が義務化されています。メタボリックシンドロームと歯周病との関連が指摘されている現状で、特定健診と同時に歯周病健診を行うことは、市民にとってより健康の保持増進に寄与するものと思われまます。本会が行っている事業所歯科健診ではタブレット端末等 ICT を利用した新しい健診システムを用いて健診時間、労力を大幅に削減し、受診者にとってもより負担の少ない方法を推進しています。健康日本 21 福岡市計画の数値目標の 1 つである「歯の定期的なチェックを受ける人の割合を 55%」を達成するためにも、ぜひ福岡市の条例等で事業所歯科健診の義務化を要望します。

(4) 新社会人を対象とした歯科保健事業の推進

高校卒業以降は法的な枠組みの中での歯科健診が未整備であるため、これから成人期を迎える就職前後の人たちの口腔の健康の保持、増進に対する支援、対人関係においてより円滑なコミュニケーションの構築や口腔の健康管理意識の向上を図ることを目的として、新たに社会人となる方のための歯科健診の推進を行っています。これにつきましても、行政からの PR 活動等のご支援をいただければ幸いです。

以上、歯科健診の空白期間といわれる就労期における健診の実施は歯科口腔保健法の生涯にわたる歯科疾患の予防と口腔の機能の維持、増進を推進するという理念にかなうものであり、行政からのさらなるご支援を賜ることを要望いたします。

(5) 障がい者、要介護者に対する歯科健診の実施

市民の中には体が不自由であったり、介護が必要となっているなどで通院が困難な方もおられます。それらの対象者に訪問による定期的な歯科健診や口腔ケアなどを行うことで、お口のトラブルを防ぐだけでなく、特に寝たきりの高齢者に対しては、誤嚥性肺炎の予防や食べる楽しみの回復など、QOLの向上が期待できます。

是非、訪問による定期的な歯科健診（歯科保健指導、口腔ケア等）を受

けることができるような体制づくりや支援を要望します。

4. 訪問歯科診療と在宅・介護における地域医療連携（変更なし）

国民の中に介護保険が浸透した現在、居宅や施設で介護・福祉を必要としている方々への訪問診療は、医療と福祉の分野の中でも特に重要なものとされており、福岡市歯科医師会では、2百余名の会員による協力医制を採った訪問歯科診療体制を構築し、福岡市民の在宅医療への要請に応じています。

この訪問診療体制には、協力医への歯科診療器具の貸与や、在宅医療に対する研修、また、往診の要請を行う市民の方々への適切なインフォームドコンセントや医療介護関係組織との連絡など多岐にわたる細やかな管理を必要としています。これらは単に歯科の分野だけで行い得るものではありません。

病院や施設、在宅を問わず、現在の医療・介護福祉は密接な医療連携と多職種連携を通して行われなければならないことは周知の通りです。医療介護の各組織や各種自治体では積極的医療連携を模索し、福岡市歯科医師会でも医師会や各介護福祉団体との協調を目指していますが、これらの医療連携には、介護福祉の事業所を管理統轄し、三師会をはじめとする医療関係団体との密接な繋がりをもち、更に市民に最も身近な「福岡市と各区行政」の存在が欠かせません。

訪問歯科診療に対する市民への啓発から、訪問歯科診療時の介護事業所との連絡、口腔機能維持管理に関する介護事業所との連携、介護予防における歯科保健の啓発、更にターミナルケアや認知症、有病者治療における医療連携に際しての医師会や各種病院との連携など、地域歯科医療に関する多岐にわたる施策において、歯科医師会は地域福祉政策を担う福岡市行政との連携を必要としています。

市民に対する歯科領域の健康福祉策をより実効性のあるものとし、真の市民の健康福祉を実現するためにも、福岡市本庁や各区保健福祉行政関係者と福岡市歯科医師会並びに医療政策実務担当者との緊密な連絡網の構築を希望します。

5. 食育と歯科保健（変更なし）

食育基本法が示す食育に関する理念は、福岡市食育推進計画として福岡市の保健福祉行政に取り入れられています。「知育」「徳育」「体育」を統合するものとしての、青少年に対する「食育」。さらに生活習慣病を予防し、健全な国民の保健環境を整える成人や高齢者に対する「食育」。これら食育の全ては「食べる」という口腔機能と密接に結びつくことから、食育の推進は各世代に対する歯科保健の推進なしには語れません。

福岡市歯科医師会では各区で行われている食進会の活動を、歯科保健に関する研修会などを通して支援していますが、市民に対する食育の更なる普及のためにも、歯科保健を通じた本会の食育活動への緊密な連携と支援を要望します。

6. 福岡市歯科急患診療所

福岡市歯科急患診療所は福岡市からの委託を受け、福岡市民の休日の歯科領域の健康と安全を担っています。

福岡市内では休日に診療を行う診療所も増加してはいますが「行政が市民の歯科診療の安全を担保する」という形で運営されているのは、福岡市歯科急患診療所しかありません。公（おおやけ）が守ってくれるという市民の安心感と公平性と透明性を兼ね備えた本会会員による運営によって、福岡市歯科急患診療所は現在でも市民の高い評価を受け、多い時には40名を超える患者の来院を得ています。

また、近年ではアジアとの交流の窓口になるべく、市の政策が行われ、福岡市に訪れる外国人の方も増えています。そういった方々の突発的な口腔障害などの対応を担う重要な役目もあると考えられます。

歯科急患診療所では、外傷その他の重症患者に際して、福岡歯科大学医科歯科総合病院や九州大学病院と二次診療の提携を交わすなど、治療の安全を幾重にも確保できる体制作りに努めていますが、それ以外にも診療を担当する当番医に対して行う年2回のオリエンテーションでの研修や、衛生士会や医療事務担当者との打ち合わせ会の開催、更に、診療中の不慮の事態に備える管理体制の構築や診療後の問い合わせに適切に対応する組織づくりなど、急患診療所を安全かつ円滑に運営するための努力を行っています。

従来休日急患診療所では、その急患という意味合いにおいて患者への対応に担当医2名体制で運営されていましたが、市側からの強い要望で担当医、スタッフが減少致しました。

来院する患者数が減少してはいるものの新体制で市民の評価を維持できるものか経過を見ていく必要があります。

以上のことを踏まえ、市民が安心して歯科急患診療を受けられる環境を整備するための適切な助成を要望するとともに、医療現場の実情を行政に適切に反映するため福岡市と本会との間に一層緊密な交流の場を設けること、更に「市民のための歯科急患診療所」を市民に対して強く広報する施策を要望します。